

非常変災その他緊迫事態における非常措置について【2023改訂】

教室掲示

1 滋賀県全域、または県内のいずれかの地域に、

「特別警報（種類を問わない）」・「暴風を含む警報（暴風警報、暴風雪警報）」が発令された場合

(1) 午前6時の時点で警報が発令されている場合、生徒は自宅待機とする。

(2) 午前6時から10時の間に上記の特別警報および警報が解除された場合は、警報が解除され次第、居住地や通学経路等の状況を把握し、安全に十分に留意して登校する。（小・中学校とは異なるので注意すること。）

(3) 午前10時においてなお上記の特別警報および警報が発令中の場合は臨時休業とする。

2 「暴風を含まない警報（大雨、洪水、大雪等）」が発令中の場合

・居住地や通学経路等の状況を把握し、安全に十分留意し登校する。

※ただし、学校所在地域（甲賀市、湖南市）や生徒の通学経路等において災害等の発生が予想される場合は、始業時刻の繰り下げや終業時刻の繰り上げ、臨時休業等の措置を行う場合がある。

（なお、**2**の理由で臨時休業とした場合は、後日、補充措置を行う。）

3 学校ホームページ（<http://www.minakuchi-h.shiga-ec.ed.jp/>）や「まちこみメール」により、学校からの情報を確認すること。